

令和4年度 住宅用省エネルギー設備の 設置に関する補助金

-松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金-

◎各種様式等詳細は、ホームページも併せてご確認ください。



松戸市 住宅用省エネルギー設備

検索

申請者の本人確認をさせていただきます。

※官公庁が発行する顔写真付きの書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)の場合1点、その他の書類(保険証、年金手帳、通帳など)の場合は2点以上を申請時にご提示ください。

※郵送又は代行業者による持ち込みの場合は、本人確認書類の写しを添付してください。

提出書類が揃っているか、チェックリストでご確認の上ご申請下さい！！

目次

1	補助金の概要	1
2	補助金の申請	2
3	申請者の要件	2
4	設備ごとの要件及び必要書類	3
4-1	エネファーム	3
4-2	蓄電池	5
4-3	窓の断熱改修	7
4-4	太陽熱利用システム	11
4-5	V2H	13
5	よくある質問等	15
6	補助対象設備の処分の制限	16
7	各種様式の記入例	17
8	補助金の交付までの流れ	24

1 補助金の概要

未使用の住宅用省エネルギー設備を導入する市民に、補助金を交付します。補助対象となる設備及び経費、補助金額は次のとおりです。

補助対象設備の種類	補助対象経費	補助金の額
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び付属品（給湯器、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）	停電時自立運転機能なし 上限5万円
		停電時自立運転機能あり 上限10万円
定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）	上限7万円
窓の断熱改修	設備本体（ガラス、窓）及び高断熱窓の設置と不可分の工事費（窓・ガラスの取付け費、内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等） ※網戸、雨戸等の窓付属部材費、運搬費は対象経費に含まない。	補助対象経費×1/4 （上限8万円）
太陽熱利用システム	設備本体（集熱器、蓄熱槽等）、架台、その他の付属機器（集熱配管、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）	上限5万円
V2H	V2H充放電設備本体の購入費	補助対象経費×1/10 （上限25万円）

※ 補助対象経費は、消費税及び国その他の団体からの補助金を受けている場合はその額を控除した額とします。

※ 補助金額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てとします。

※ 補助金の交付回数は、補助対象設備ごとに一世帯につき一回限りとします。

2 補助金の申請

(1) 申請期間

令和4年4月1日（金）から令和5年3月10日（金）まで

※申請書類に不備や不足がなく揃った時点ではじめて受付となります。

※申請は受付順で、予算枠に達した時点で終了します。

(2) 申請方法

持参又は郵送（上記期日までに必着）

※郵送の場合は、追跡などが可能な書留等での送付を推奨します。

(3) 申請先

松戸市 環境政策課 ※支所等での受付は行いません。

〒271-8588

松戸市根本387番地の5

市役所新館6階

3 申請者の要件

- (1) 申請日までに、本市の住民基本台帳に記録されている住所に居住していること。
- (2) 松戸市暴力団排除条例(平成24年松戸市条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (3) 市に納付すべき税を滞納していないこと。
- (4) 設備の設置費等を負担し、設備等を所有すること。
- (5) 補助対象設備を設置する住宅を第三者が所有している場合は、所有者の同意を得ていること。
- (6) 補助対象設備の共有者がいる場合は、全ての共有者の間で同意が取れていること。
- (7) 上記申請期間中に補助対象設備の設置に係る工事着工、工事完了及び経費等の支払いが完了していること。補助対象設備が設置されている建売住宅を購入した場合には、申請者への引渡し及び経費等の支払いが完了していること。

4 設備ごとの要件及び必要書類

4-1 エネファーム

(1) 設備の要件

ア 燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス及び液化石油ガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもの。

イ 国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているもの。

(2) 必要書類

必要書類	記載要件及び書類例等
申請書 (第1号様式及び 第1号様式別紙)	必要事項を記入し押印すること。 ※市長が住民登録及び税の納付状況を確認することに同意しない場合は、住民票及び納税証明書の提出が必要。
契約書等の写し	補助対象となる経費の明細、一般社団法人燃料電池普及促進協会に指定を受けている型番号及び設置数、工事着工(予定)日、工事完了(予定)日、補助対象設備が設置された建売住宅を購入した場合は引渡し(予定)日が記載されているもの。 <u>経費の明細の記載がない場合は…</u> →明細が記載された内訳書等を併せて提出。 <u>工事の着工日と完了日(建売住宅の場合は引渡し日)の記載がない場合は…</u> →工事着工完了届出書(建売住宅の場合は引渡証明書)を工事業者に作成してもらい、併せて提出。【要原本】 ※注文書の場合は、注文請書を併せて提出すること。 ※変更契約が複数ある場合は、全ての変更契約書及び最終的な経費の明細がわかる内訳書等を併せて提出すること。

カタログ又は仕様書の写し	補助対象設備の形状と型番号が確認できるページの写し。
領収書の写し	補助対象設備の購入及び工事に係る但し書きが記載されているもの。
設置状況が確認できる写真	補助対象設備の 全体 と型番号などが記載された 銘板 が確認できるもの。※工事中と思われるものは不可。
未使用品であることを確認できる書類の写し	【書類例】 保証書、出荷証明書、出荷日等が記載された納品書等の写し。

併せて松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付請求書（第3号様式）をご提出ください。なお、請求書をご提出いただいても、交付決定を約束するものではありません。

4-2 蓄電池

(1) 設備の要件

- ア リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもの。
- イ 国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブで登録されているもの。
- ウ 県が実施する太陽光発電設備・蓄電池の共同購入支援事業で購入した蓄電池でないこと。
- エ 申請日までに住宅用太陽光発電設備（太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系させた低圧配電線に余剰の電気が逆流されるものをいう。以下同じ。）が設置されていること。

(2) 必要書類

必要書類	記載要件及び書類例等
申請書 (第1号様式及び第1号様式別紙)	必要事項を記入し押印すること。 ※市長が住民登録及び税の納付状況を確認することに同意しない場合は、住民票及び納税証明書の提出が必要。
契約書等の写し	補助対象となる経費の明細、一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されている型番号及び設置数、工事着工(予定)日、工事完了(予定)日、補助対象設備が設置された建売住宅を購入した場合は引渡し(予定)日が記載されているもの。 <u>経費の明細の記載がない場合は…</u> →明細が記載された内訳書等を併せて提出。 <u>工事の着工日と完了日(建売住宅の場合は引渡し日)の記載がない場合は…</u> →工事着工完了届出書(建売住宅の場合は引渡証明書)を工事業者に作成してもらい、併せて提出。【要原本】

	<p>※注文書の場合は、注文請書を併せて提出すること。</p> <p>※変更契約が複数ある場合は、全ての変更契約書及び最終的な経費の明細がわかる内訳書又は見積書を併せて提出すること。</p>
カタログ又は仕様書の写し	補助対象設備の形状と型番号が確認できるページの写し。
領収書の写し	補助対象設備の購入及び工事に係る但し書きが記載されているもの。
設置状況が確認できる写真	<p>補助対象設備の全体と型番号などが記載された銘板が確認できるもの。</p> <p>※複数機器のパッケージで国の補助対象機器に登録されているものは、パッケージに含まれる全ての機器の写真が必要。</p> <p>※工事中と思われるものは不可。</p>
未使用品であることを確認できる書類の写し	<p>【書類例】</p> <p>保証書、出荷証明書、出荷日等が記載された納品書等の写し。</p>
住宅用太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類	<p>【太陽光発電設備が既に設置されている場合の書類例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力受給契約変更申込書（電力会社記入欄に記載のあるものに限る。）の写し ・発電された電力の売電明細（蓄電池の設置工事日より前の概ね6か月以内）の写し <p>【蓄電池と共に太陽光発電設備を設置する場合の書類例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気に係る接続契約のご案内の写し ・太陽光発電設備の保証書の写し

併せて松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付請求書(第3号様式)をご提出ください。なお、請求書をご提出いただいても、交付決定を約束するものではありません。

4-3 窓の断熱改修

(1) 設備の要件

ア 既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修するにあたり、国が令和元年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであること。

イ 1居室[※]単位で外気に接する全ての窓の断熱化すること。

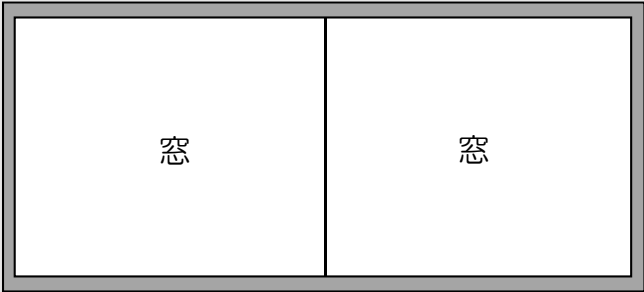
※居室：居住、作業、娯楽などの目的のために継続的に使用する、壁、ドア、障子、襖等の空気が通り抜けない仕切りで区切られている空間。簡易的な仕切り（カーテン、ロールスクリーン等）は、居室を区切る仕切りとして認められない。

補助対象：リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋等

補助対象外：キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、屋内ガレージ等

(2) 必要書類

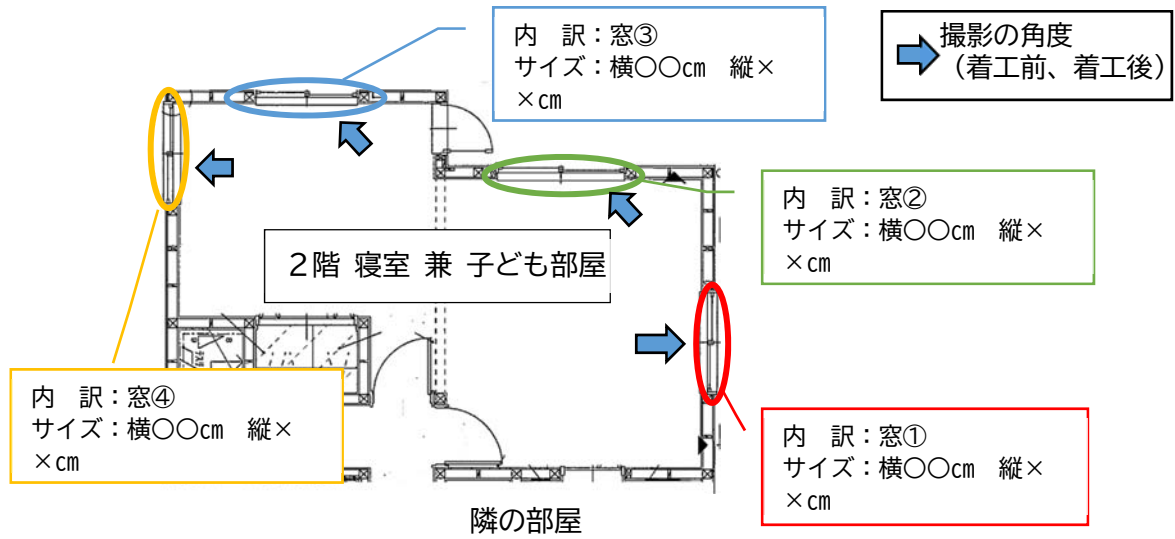
必要書類	記載要件及び書類例等
申請書 (第1号様式及び第1号様式別紙)	必要事項を記入し押印すること。 ※市長が住民登録及び税の納付状況を確認することに同意しない場合は、住民票及び納税証明書の提出が必要。
契約書等の写し	補助対象となる経費の明細、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団に登録されている型番号及び設置数、工事着工(予定)日、工事完了(予定)日が記載されているもの。 <u>経費の明細の記載がない場合は…</u> →明細が記載された内訳書等を併せて提出。 <u>工事の着工日と完了日(建売住宅の場合は引渡し日)の記載がない場合は…</u> →工事着工完了届出書を工事業者に作成してもらい、併せて提出。【要原本】 ※注文書の場合は、注文請書を併せて提出すること。 ※変更契約が複数ある場合は、全ての変更契約書及び最終的な経費の明細がわかる内訳書又は見積書を併せて提出すること。

マンション管理組合からの承諾書	分譲マンションの共有部の窓を改修するために、マンション管理組合の承諾が必要な場合のみ提出。 ※専有部の改修や共有部であっても管理規約等で管理組合の承諾なく改修できる場合は不要。						
カタログ又は仕様書の写し	補助対象設備の形状と型番号が確認できるページの写し。該当箇所に、マーカー等で印をつけて提出。						
領収書の写し	補助対象設備の購入及び工事に係る但し書きが記載されているもの。						
窓の改修工事前と工事後の写真	<p>室内から撮影した補助対象となる全ての窓の写真。障子や網戸を外した状態で、カーテンや家具等で遮られていないもの。 工事前後で同じ角度で撮影されていること。</p> <p><u>工事前後の変化がわかりにくいときは…</u> →工事後に窓に品質シール等が貼っている状態で撮影した写真や工事時の写真を併せて提出すること。</p> <p>【撮影の例】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">  </div> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>申請者氏名</td> <td>松戸 省エネ太郎</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>松戸市根本 387-5</td> </tr> <tr> <td>窓の場所</td> <td>2階子供部屋 南窓</td> </tr> </table> <p>申請者氏名、住所、工事する窓の場所が記載された紙や板等を窓にかぶらないように配置し、一緒に撮影すること。</p>	申請者氏名	松戸 省エネ太郎	住所	松戸市根本 387-5	窓の場所	2階子供部屋 南窓
申請者氏名	松戸 省エネ太郎						
住所	松戸市根本 387-5						
窓の場所	2階子供部屋 南窓						

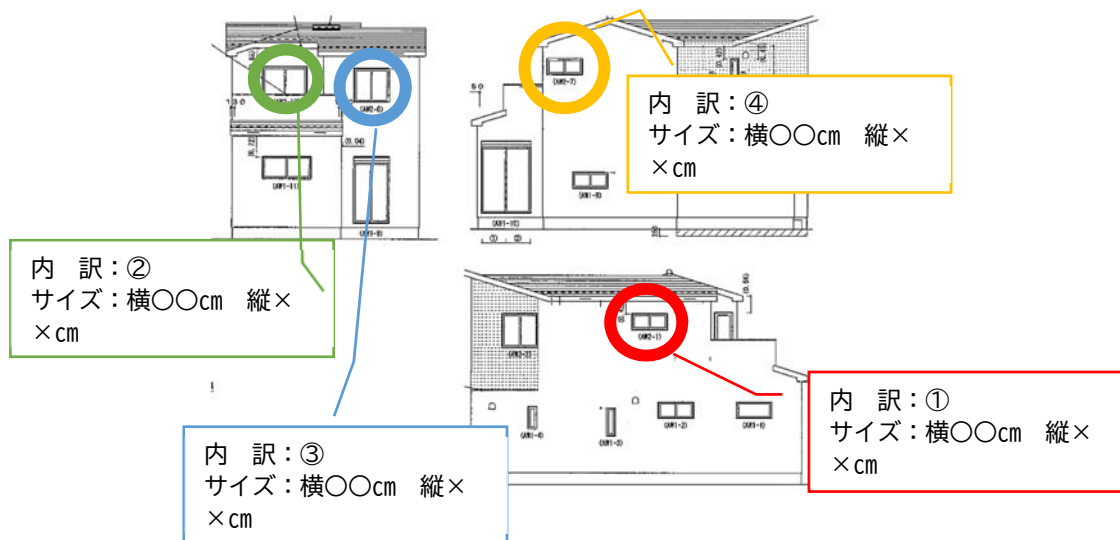
未使用品であることを確認できる書類の写し	<p>【書類例】 保証書、出荷証明書、出荷日等が記載された納品書等の写し。</p>
既築住宅であることが確認できる書類	<p>【書類例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査済証（申請者氏名と検査年月日が記載のもの） <p><u>宛名がハウスメーカーになっている場合は…</u> →家屋に係る登記簿謄本、又は固定資産税課税台帳登録事項証明書の写しを併せて提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税課税台帳登録事項証明書（家屋） <p>※上記証明書の情報は、当該年度の1月1日時点の情報なので要注意。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記簿謄本（家屋に係るもの）新築の登記日から概ね1年以上が経過している場合のみ。 <p>※住宅の引渡しと窓の断熱改修の工事着工日が近接する場合、日付の整合性を確認するまでお時間をいただくことがあります。</p>
窓の設置場所がわかる図面	<p>設置した窓の場所がわかる平面図又は立面図。</p> <p>※窓の場所が分かるようにマーカー等をし、写真がどの角度から撮影されたものなのか矢印で表示すること。</p> <p>※窓が複数ある場合は、契約書及び写真と照合できるように、窓のサイズや種類等を書き込むこと。別に記載の作成例参照。</p> <p>※手書きのものでも確認ができれば可。</p>

併せて松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付請求書（第3号様式）をご提出ください。なお、請求書をご提出いただいても、交付決定を約束するものではありません。

【平面図の作成例】



【立面図の作成例】



4-4 太陽熱利用システム

(1) 設備の要件

- ア 集熱器により太陽の熱エネルギーを集めて給湯又は空調に利用するシステムで、動力を使用して熱媒等を循環させるもの。
- イ 一般財団法人ベターリビングにより優良住宅部品(BL部品)として認定を受けたもの。ただし、集熱方式が「自然循環型」に分類されるものを除く。

(2) 必要書類

必要書類	記載要件及び書類例等
申請書 (第1号様式及び第1号様式別紙)	必要事項を記入し押印すること。 ※市長が住民登録及び税の納付状況を確認することに同意しない場合は、住民票及び納税証明書の提出が必要。
契約書等の写し	<p>補助対象となる経費の明細、一般財団法人ベターリビングにより優良住宅部品(BL部品)として認定を受けた型番号及び設置数、工事着工(予定)日、工事完了(予定)日、補助対象設備が設置された建売住宅を購入した場合は引渡し(予定)日が記載されているもの。</p> <p><u>経費の明細の記載がない場合は…</u> →明細が記載された見積書等を併せて提出。</p> <p><u>工事の着工日と完了日(建売住宅の場合は引渡し日)の記載がない場合は…</u> →工事着工完了届出書(建売住宅の場合は引渡証明書)を工事業者に作成してもらい、併せて提出。【要原本】</p> <p>※注文書の場合は、注文請書を併せて提出すること。 ※変更契約が複数ある場合は、全ての変更契約書及び最終的な経費の明細がわかる内訳書又は見積書を併せて提出すること。</p>
カタログ又は仕様書の写し	補助対象設備の形状と型番号が確認できるもの。

領収書の写し	補助対象設備の購入及び工事に係る但し書きが記載されているもの。
設置状況が確認できる写真	補助対象設備の全体と型番号などが記載された銘板が確認できるもの。※工事中と思われるものは不可。
未使用品であることを確認できる書類の写し	【書類例】 保証書、出荷証明書や出荷日等が記載された納品書の写し。

併せて松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付請求書（第3号様式）をご提出ください。なお、請求書をご提出いただいても、交付決定を約束するものではありません。

4-5 V2H

(1) 設備の要件

- ア 電気自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備であること。
- イ 国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。
- ウ 申請日までに住宅用太陽光発電設備と電気自動車が導入されていること。

(2) 必要書類

必要書類	記載要件及び書類例等
申請書 (第1号様式及び 第1号様式別紙)	必要事項を記入し押印すること。 ※市長が住民登録及び税の納付状況を確認することに同意しない場合は、住民票及び納税証明書の提出が必要。
契約書等の写し	補助対象となる経費の明細、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている型番号及び設置数、工事着工(予定)日、工事完了(予定)日、補助対象設備が設置された建売住宅を購入した場合は引渡し(予定)日が記載されているもの。 <u>経費の明細の記載がない場合は…</u> →明細が記載された見積書等を併せて提出。 <u>工事の着工日と完了日(建売住宅の場合は引渡し日)の記載がない場合は…</u> →工事着工完了届出書(建売住宅の場合は引渡証明書)を工事業者に作成してもらい、併せて提出。【要原本】 ※注文書の場合は、注文請書を併せて提出すること。 ※変更契約が複数ある場合は、全ての変更契約書及び最終的な経費の明細がわかる内訳書又は見積書を併せて提出すること。
カタログ又は仕様書の写し	補助対象設備の形状と型番号が確認できるもの。

領収書の写し	補助対象設備の購入及び工事に係る但し書きが記載されているもの。
設置状況が確認できる写真	補助対象設備の全体と型番号などが記載された銘板が確認できるもの。 ※工事中と思われるものは不可。
未使用品であることを確認できる書類の写し	【書類例】 保証書、出荷証明書、出荷日等が記載された納品書等の書類の写し。
住宅用太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類	【太陽光発電設備が既に設置されている場合の書類例】 ・発電された電力の売電明細（V2Hの設置工事日より前の概ね6か月以内）の写し ・特定契約締結に係る書類の写し 【V2Hと共に太陽光発電設備を設置する場合の書類例】 ・電気に係る接続契約のご案内の写し ・太陽光発電設備の保証書の写し
電気自動車を導入されていることが確認できる書類	電気自動車の自動車検査証の写し

併せて松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付請求書（第3号様式）をご提出ください。なお、請求書をご提出いただいても、交付決定を約束するものではありません。

5 よくある質問等

Q1 書類に不備や不足等があった場合は？

A 窓口申請の場合は、その場で修正箇所等をお伝えした上で、返却します。また、郵送申請の場合は、修正箇所等を確認し、返送しますので、余裕を持った申請をお願いします。修正等を行った上で、改めてご申請ください。

Q2 請負業者が申請手続きを代行することは可能ですか？また、代行する場合、委任状等は必要ですか？

A 申請者本人の了承を得ていれば、代行可能です。委任状等は必要ありません。

Q3 契約書上、共有名義になっています。申請も連名で行えますか？

A 連名では申請できません。代表の方一人で申請してください。その場合は、申請者への委任状が必要になります。「委任状」をホームページからダウンロードし、必要事項をご記入の上、提出してください。

Q4 工事着工完了届出書はどんな時に必要となりますか。

A 工事着工（予定）日及び工事完了（予定）日が契約書に明記されていない場合や記載されていたとしても実際の日がちと異なる場合、契約書と併せて工事着工完了届出書（要原本）が必要となります。

Q5 いつをもって工事完了になりますか。

A 設備設置に係る工事が全て終了し、使える状態になった時点で工事完了と見なします。蓄電池などでパッケージになっている機器を設置される場合は、パッケージを構成する機器全ての設置をもって工事完了となります。

Q6 クレジット（銀行振り込み）による支払いのため、領収書がありません。領収書の写しを添付しなくても構いませんか？

A 領収書が発行されない場合は、市ホームページから「領収証明書」をダウンロードし工事業者に作成を依頼したうえ、原本を提出してください。

Q7 蓄電池について、一般社団法人環境共創イニシアチブにパッケージで登録されている機器のうち蓄電池のみを設置した場合、補助対象となりますか？

A パッケージ型番で登録のある場合、パッケージに含まれる全ての機器を設置しなければ補助対象となりません。

Q8 窓の断熱改修について、居室に外気に接している窓と外気に接していない窓が両方あるが、どちらも改修する必要がありますか？

A 原則、外気に接していない窓は改修する必要はありません。ただし、その外気に接していない窓を改修にしないことにより、その居室の断熱化の効果を薄めてしまう場合は、改修が必要となります。

Q9 窓の断熱改修について、工事着工前の写真を撮り忘れしました。申請できますか。

A 申請できません。必ず工事着工前の写真を撮影してから工事を開始して下さい。

6 補助対象設備の処分の制限

下記の耐用年数未満で、補助対象設備を市長の承認なく処分してはいけません。

補助対象設備	耐用年数
エネファーム	6年
定置用リチウムイオン蓄電システム	6年
太陽熱利用システム	15年
窓の断熱改修	10年
V2H	8年

7 各種様式の記入例

第1号様式

年 月 日

(宛先) 松戸市長

住所 〒271-8588
松戸市根本387-5

申請者 フリガナ マツド ショウエネタロウ
氏名 松戸 省エネ太郎 松戸印

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金の交付を受けたいので、松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり添付書類を添えて申請します。

記

補助対象設備の種類 ※該当設備に☑	<input checked="" type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム (エネファーム) <input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム <input type="checkbox"/> 窓の断熱改修 <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム <input type="checkbox"/> V2H充放電設備 <input type="checkbox"/> 電気自動車 <input type="checkbox"/> 燃料電池自動車
補助対象設備を導入する住宅等の所在地	所在地：松戸市根本387-5 所有者：松戸 省エネ太郎 <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 設備を設置する住宅の所有者を記入してください。所有者と申請者が異なる場合、所有者からの同意書が必要です。 </div>
補助金交付申請額	100,000 円
補助対象設備の概要	別紙のとおり 1,000円未満は切り捨てます。
(個人のみ)私の住民登録について市長が確認することに、	<input checked="" type="checkbox"/> 同意します。 <input type="checkbox"/> 同意しません。(該当するものに○)
私の市に納付すべき税の納付状況について市長が確認することに	<input checked="" type="checkbox"/> 同意します。 <input type="checkbox"/> 同意しません。(該当するものに○)
(添付書類)	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> 同意した場合は、市長が公簿等で住民登録と納税状況を確認します。 同意しない場合は、住民票と納税証明書の提出が必要です。 </div>

様式は市ホームページからダウンロードしてください。
本パンフレットには添付していません。

第1号様式別紙

補助対象設備の概要

家庭用燃料電池システム（エネファーム）

製造者名	〇〇〇燃料電池	
品名番号（発電ユニット）	A B 0 1 2 3 4 5	
品名番号（貯湯ユニット）	C D 6 7 8 9 0	
発電出力（kW）	0.7kW	
停電時自立運転機能	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
補助対象設備の導入にかかった経費	(総額) 880,000円 (A) (うち消費税) 80,000円 (B)	
国等の補助金額	0円 (C)	
補助対象経費 (A) - (B) - (C)	800,000円	
工事期間	着工日	令和 4年 4月 3日
	完了日	令和 4年 4月 10日
補助対象設備を設置する建物等の種類別	<input checked="" type="checkbox"/> 既存の住宅に補助対象設備を設置する。 <input type="checkbox"/> 未使用の補助対象設備が設置された住宅を取得する。(住宅の引渡し日: 年 月 日) <input type="checkbox"/> 住宅の新築に併せて補助対象設備を設置する。	

未使用のエネファームが設置されている建売住宅を購入した場合などはこちらにチェックし、住宅の引渡し日を記入してください。その場合は、上記工事期間の記入は不要です

注文住宅建築時に未使用のエネファームを設置する場合はこちらにチェックしてください。その場合、上記工事期間もご記入下さい。

様式は市ホームページからダウンロードしてください。
本パンフレットには添付していません。

第1号様式別紙

定置用リチウムイオン蓄電システム

製造者名	〇〇〇電池		一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されている型番号を記入してください。
パッケージ型番	A B - D 1 2 3 C		
SII 登録年月日	令和4年4月1日		
蓄電容量 (kWh)	10kWh		
住宅用太陽光発電設備	<input checked="" type="checkbox"/> あり (新設・既設)		
県共同購入支援事業との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 県が実施する太陽光発電設備・蓄電池の共同購入支援事業により購入するものではありません。		県共同購入事業で購入した場合は対象外です。
補助対象設備の導入にかかった経費	(総額) 990,000円 (A) (うち消費税) 90,000円 (B)		
国等の補助金額	0円 (C)		
補助対象経費 (A) - (B) - (C)	900,000円		
工事期間	着工日	令和 4年 4月 3日	
	完了日	令和 4年 4月10日	
補助対象設備を設置する建物等の種類別	<input checked="" type="checkbox"/> 既存の住宅に補助対象設備を設置した。 <input type="checkbox"/> 未使用の補助対象設備が設置された住宅を取得した。(住宅の引渡し日: 年 月 日) <input type="checkbox"/> 住宅の新築に併せて補助対象設備を設置した。		未使用の蓄電池が設置されている建売住宅を購入した場合などはこちらにチェックし、住宅の引渡し日を記入してください。その場合は、上記工事期間の記入は不要です。
			注文住宅建築時に未使用の蓄電池を設置する場合はこちらにチェックしてください。その場合、上記工事期間もご記入下さい。

様式は市ホームページからダウンロードしてください。
本パンフレットには添付していません。

第1号様式別紙

窓の断熱改修

メーカー名	〇〇〇ガラス		一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団に登録されている型番号及び製品名を記入してください。
SII/北海道環境財団登録番号	A B - D 1 2 3 C		
製品名	〇〇〇断熱窓		
SII/北海道環境財団登録年月日	令和4年4月1日		
補助対象設備の導入にかかった経費	(総額)	330,000円 (A)	
	(うち消費税)	30,000円 (B)	
国等の補助金額		100,000円 (C)	
補助対象経費 (A) - (B) - (C)		200,000円 (D)	
補助対象経費 (D) の4分の1 (1,000円未満切り捨て)		50,000円	
工事期間	着工日	令和 4年 4月 3日	
	完了日	令和 4年 4月10日	
補助対象設備を設置する建物等の種類別	<input checked="" type="checkbox"/> 既存の住宅の窓を断熱改修したものである。		

新築住宅に設置した場合は対象外です。

様式は市ホームページからダウンロードしてください。
本パンフレットには添付していません。

第1号様式別紙

太陽熱利用システム

製造者名		〇〇〇ソーラー
型式		SOLOR1234
製造番号		SS-5678
集熱面積 (㎡)		6㎡
補助対象設備の導入にかかった経費		(総額) 330,000円 (A) (うち消費税) 30,000円 (B)
国等の補助金額		0円 (C)
補助対象経費 (A) - (B) - (C)		300,000円
工事期間	着工日	令和 4年 4月 3日
	完了日	令和 4年 4月 10日
補助対象設備を設置する建物等の種類別		<input checked="" type="checkbox"/> 既存の住宅に補助対象設備を設置した。 <input type="checkbox"/> 未使用の補助対象設備が設置された住宅を取得した。(住宅の引渡し日: 年 月 日) <input type="checkbox"/> 住宅の新築に併せて補助対象設備を設置した。

未使用の太陽熱利用システムが設置されている建売住宅を購入した場合などはこちらにチェックし、住宅の引渡し日を記入してください。その場合は、上記工事期間の記入は不要です。

注文住宅建築時に未使用の太陽熱利用システムを設置する場合はこちらにチェックしてください。その場合、上記工事期間もご記入下さい。

様式は市ホームページからダウンロードしてください。
本パンフレットには添付しておりません。

第1号様式別紙

V2H充放電設備

メーカー名	〇〇〇充電	
型式	V2H-001122	一般社団法人次世代自動車振興センターに登録されている型式を記入してください。
住宅用太陽光発電設備	<input checked="" type="checkbox"/> あり（新設・既設）	
電気自動車	<input checked="" type="checkbox"/> あり（新設・既設）	
補助対象設備の導入にかかった経費	（総額） 1,100,000円（A） （うち消費税） 100,000円（B）	
国等の補助金額	0円（C）	
補助対象経費（A）－（B）－（C）	1,000,000円（D）	
補助対象経費（D）の10分の1 （1,000円未満切り捨て）	100,000円	
工事期間	着工日	令和 4年 4月 3日
	完了日	令和 4年 4月 10日
補助対象設備を設置する建物等の種類別	<input checked="" type="checkbox"/> 既存の住宅に補助対象設備を設置した。 <input type="checkbox"/> 未使用の補助対象設備が設置された住宅を取得した。（住宅の引渡し日： 年 月 日） <input type="checkbox"/> 住宅の新築に併せて補助対象設備を設置した。	

未使用のV2Hが設置されている建売住宅を購入した場合などはこちらにチェックし、住宅の引渡し日を記入してください。その場合は、上記工事期間の記入は不要です。

注文住宅建築時に未使用のV2Hを設置する場合はこちらにチェックしてください。その場合、上記工事期間もご記入下さい。

第3号様式

松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付請求書

交付決定後に記入します。申請書
と同時にご提出いただく場合は、
記入しないでください。

年 月 日

(宛先) 松戸市長

交付決定後に記入します。申請書
と同時にご提出いただく場合は、
記入しないでください。

請求者 住所 松戸市根本387-5
氏名 松戸 省エネ太郎 印

申請書に押印した印鑑と同じも
ので押印してください。

年 月 日付け 第 号 松戸市住宅
用省エネルギー設備等設置費補助金について、松戸市住宅用省エネルギー設備
等設置費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 100,000円

ゆうちょ銀行の場合は、漢数字3
文字を記入してください。

金融機関名	松戸 銀行						
	本店						
	金庫 根本 支店						
	組合 出張所						
	普通 ・ 当座						
口座番号	1	2	3	4	5	6	7
フリガナ	マツド ショウエネタロウ						
口座名義	松戸 省エネ太郎						

申請者名義の口座をご記入くださ
い。他の方名義の口座には振り込
めません。

8 補助金の交付までの流れ

※交付(却下)決定までには、交付申請書受付後、6週間以上かかることがあります。



ご不明な点などは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

松戸市 環境部 環境政策課（市役所新館6階）

TEL： 047-366-7089

FAX： 047-366-8114

E-mail： mckankyou@city.matsudo.chiba.jp

令和4年4月1日作成